

糸魚川市クマ出没防止対策不要果樹等伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸魚川市鳥獣被害防止計画に基づき、人里に出没するツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害を防止することを目的に、自治会が行う不要果樹等を伐採する出没防止対策に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会、町内会、区その他これらに準ずる住民自治組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自治会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会が市内でクマの出没を防止するために行う果樹等を伐採する事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) クマを直接誘引する、又は市長が特に必要であると認める果樹等の伐採であること。
- (2) 伐採について所有者又は管理者の書面による同意を得ていること。
- (3) 伐採木等を適切に処分し、切り株が再生しないよう措置を行うこと。
- (4) 当該年度の10月末日までに事業を完了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 作業に用いる機械等の賃料、燃料費等
- (2) 作業に従事した者への賃金、謝礼等

- (3) 伐採した果樹等の処分費
- (4) 作業を委託した場合の委託料
- (5) 前各号に掲げる経費のほか、市長が特に認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、10万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の算定)

第7条 補助対象者が、直接、作業を行う場合の補助対象経費の算定にあつては、市長が別に定める単価を上限とし、算定するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸魚川市クマ出没防止対策不要果樹等伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 不要果樹等伐採の同意書（様式第2号）
- (4) 作業を業者等に委託する場合は見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日以内に、糸魚川市クマ出没防止対策不要果樹等伐採事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 作業を業者等に委託した場合は領収書の写し
- (3) 作業前後の写真
- (4) 自治会が直接作業を実施した場合は、従事者の人数、使用した機械等の数量が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。